

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月2日認可した。

平成22年3月12日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修）川北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）上新開地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）木ノ内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）奥池地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）寺井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）下野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）間方地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）用地水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修）中出6号地区